【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験者に対する本法科大学院の対応について

令和3年度入学者選考については、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑みて、本法科大学院では以下の対応といたしますことをお知らせいたします。

1. 体調不良等の取扱いについて

- (1) 他の受験者等への感染の恐れがありますので、次の①②に該当する受験者は受験できません。
 - ① 試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、 インフルエンザ、麻疹、風疹等)に罹患し治癒していない場合
 - ② 試験日直前に保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当するとされた場合 ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 試験の当日までに発熱や咳などの症状により(1)①の感染症等の罹患が疑われる場合は、他の受験 者等への影響を考慮し、当日の受験をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- (3) 試験当日に試験場まで来られても、他の受験者等への影響を考慮し、(1)①の感染症等の罹患が疑われる場合は試験場への入場をお断りすることがあります。また、試験場への入場後に症状が現れたために受験が困難となった場合についても、受験をお断りすることがあります。体調に異変を感じたときは、速やかに試験監督者・案内係等にお申し出ください。

試験当日の体調管理については、十分に注意してください。

2. 受験振替措置及び入学検定料の取扱いについて

本法科大学院の入学者選考は、未修者コース・既修者コースそれぞれ A 日程・B 日程・C 日程の選考方法・評価基準は同一であり、1 年間に複数回の受験機会を提供しております。

本法科大学院では、疾病等の理由により受験できなかったときは、以下のように対応します。

- ① A 日程・B 日程については、以後に実施される日程(B 日程・C 日程)への受験振替措置を講じます。
- ② 実施時期に鑑みて、C 日程については受験振替措置ならびに入学検定料の返還は行いません。

3. 受験振替措置の方法について

- ① 受験振替措置を希望される方は、受験予定の試験が開始される前に法科大学院事務室までご連絡ください。
- ② 受験振替の手続き方法(提出書類等)については、法科大学院事務室から個別にご案内いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

福岡大学法科大学院事務室

電話(092)871-6631(内線4812)

E-mail houka@adm.fukuoka-u.ac.jp